

【福岡高等裁判所平成29年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件】

判 決 骨 子

1 事案の概要

本件は、平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（本件選挙）について、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県の各選挙区の選挙人である原告らが、本件選挙における衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割り（本件選挙区割り）に関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 当裁判所の判断

(1) 憲法は、投票価値の平等を要求しているものと解されるが、他方で、憲法上、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解され、具体的な選挙区を定めるに当たっては、諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められている。したがって、選挙制度の合憲性は、諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めるところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

(2) 選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるように区割りをするものと

定める平成28年改正後の区画審設置法3条1項は、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであるといえるところ、本件選挙区割りには、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるようにしたものであるから、平成28年改正後の区画審設置法3条1項の趣旨に適合しており、他にこれが国会の裁量権の限界を超える不合理なものであるとする事情が認められない限り、国会の裁量権の行使として合理性を有するものといえることができる。

そして、本件選挙までの間に、平成28年改正により、平成32年以降からではあるものの、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき人口比例に基づく配分方式であるアダムズ方式により選挙区の数を配分して選挙区間の最大較差が2倍以上とならないようにするなどの措置を講ずることとされたことにより、1人別枠方式のために較差が2倍以上の選挙区が出現し増加するという問題点は解消したといえることができる。また、本件選挙区割りは、平成32年大規模国勢調査までの措置として、平成27年の簡易国勢調査に基づく選挙区間の最大較差を2倍未満とするのみならず、平成32年見込人口に基づく選挙区間の最大較差も2倍未満とするため、選挙区割りを改訂したものであり、平成32年大規模国勢調査による選挙区割りが行われるまでの過渡的な措置として、較差2倍未満を達成する方法として、平成29年改正法におけるような方法をとることも国会の裁量として許容されているところと解される。したがって、本件選挙区割りが国会の裁量権の限界を超え、これを是認することができないものであるといえることはできない。

- (3) 以上のとおりであるから、本件選挙当時において、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたといえることはできない。

以上